別表七の二付表一の記載要領等1号中「第57条第２項、第３項及び第５項」を「第57条第２項から第４項まで」に、「又は法」を「若しくは」に、「の規定」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法」という。）第57条第２項、第３項若しくは第５項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）若しくは第58条第２項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定」に改め、同号(1)を

「「控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額（前期の別表七（一）「３」又は(4)、(8)若しくは別表七（一）付表二「２」、「３」若しくは「４」）」」

「「控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額（前期の別表七(一)「３」又は(4)、(8)若しくは別表七(一)付表二「２」、「３」若しくは「４」）」」

に、(1)を

「「控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額（前期の別表七(一)「３」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表二「５」若しくは別表三「５」）」」

に、(1)に「第57条第６項に規定する分割型分割の日の前日の属する事業年度（令第112条第17項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に規定する分割後分割の日の前日の属する事業年度を除く。）又は法第57条第６項」を「第57条第５項」に、「第81条の９第５項」を「第81条の９第６項」に改め、同号後段を次のように改める。

なお、当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、次に掲げる欠損金額は、記載しないこと。

(1)　法第57条第８項若しくは第58条第３項の規定によりないものとされる欠損金額又は平成22年旧法第57条第９項（法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令（以下この記載要領において「平成22年旧令」という。）第112条第19項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第58条第４項の規定によりないものとされる欠損金額

(2)　平成22年旧令第112条第13項第３号に定める欠損金額

(3)　当該法人が法第57条の２第１項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額

別表七の二付表一の記載要領等1号中

「「被合併法人等の未処理欠損金額（最後事業年度若しくは分割前事業年度の別表七（一）「３」又は(4)、(8)若しくは別表七（一）付表二「２」、「３」若しくは「４」）」」

「「被合併法人等の未処理欠損金額（最終の事業年度若しくは分割前事業年度の別表七（一）「３」又は(4)、(7)若しくは別表七（一）付表二「５」）」」

に、(2)を

「「被合併法人等の未処理欠損金額（最終の事業年度若しくは分割前事業年度の別表七(一)「３」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表二「５」）」」

に、(2)に「第57条第２項」を「第57条第２項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあつては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合若しくは同項の残余財産が確定した他の内国法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限る。）である場合又は平成22年旧法第57条第２項」に、「当該連結法人」を「これらの連結法人」に改め、同号後段を次のように改める。

なお、次に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、記載しないこと。

(1)　法第57条第７項に規定する欠損金額又は平成22年旧法第57条第８項に規定する欠損金額

(2)　令第112条第10項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に規定する欠損金額又は平成22年旧令第112条第13項第１号及び第２号に定める欠損金額

(3)　令第112条第12項に規定する被合併法人である他の連結法人が法第81条の９第２項第１号に規定する特定連結子法人以外の法人であり、かつ、令第112条第12項に規定する適格合併の日が当該他の連結法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日である場合若しくは同条第13項に規定する被合併法人である他の内国法人若しくは同項に規定する残余財産が確定した他の内国法人が法第61条の11第１項各号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）若しくは第61条の12第１項各号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げるもの以外のものである場合における当該他の連結法人若しくはこれらの他の内国法人の法第57条第２項に規定する未処理欠損金額若しくは法第58条第２項に規定する未処理災害損失欠損金額又は平成22年旧令第112条第15項（平成22年旧令第116条の２第６項（未処理災害損失欠損金額の引継ぎの除外）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける平成22年旧令第112条第15項に規定する被合併法人等の欠損金額